

## 春日井市緑の奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市緑化振興基金（以下「基金」という。）をもって行う緑化啓発事業として、基金の趣旨に合致し、その推進に寄与する市民団体等が主体的に実施する地域の緑化ボランティア活動（以下「緑化活動」という。）に対し助成する春日井市緑の奨励金（以下「奨励金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (助成の対象)

第2条 助成の対象事業は、市内で緑化活動を実施している営利を目的としない5人以上で構成する団体（以下「地域活動団体」という。）が実施する苗木、花苗等を新たに植栽する活動とする。ただし、植栽後の維持管理体制が見込めない活動は、対象としない。

2 助成の対象地は、市内の公共用地、市街化区域及びこれに準ずる区域内の民有地で、当該活動により地域の住環境の向上に繋がり、一般に公開することができる5平方メートル以上の土地とする。ただし、土地所有者又は施設管理者の同意を得ていない土地は、対象としない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、助成の対象としない。

(1) 市の他の補助又は市以外の団体等から補助金等の交付を受ける場合

(2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が緑化活動を行う場合

### (助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 苗木、花苗、種子、球根等植物の購入費

(2) スコップ、移植ごてその他植栽に必要な用具等（動力装置のないものに限る。）の購入費

(3) 土壌、肥料、支柱等消耗品の購入費

(奨励金額等)

第4条 奨励金の総額は、当該年度における予算の範囲内とする。

2 奨励金額は、前条の経費の2分の1の額以内とし、1団体につき年100,000円を限度とする。

3 前項の奨励金の額に100円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

4 同一地域活動団体が同一年度内に奨励金の交付を受けられる回数は、原則2回を限度とする。

(申請手続き等)

第5条 奨励金の交付を受けようとする地域活動団体の代表者（以下「申請者」という。）は、緑化活動を行う前に春日井市緑の奨励金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書（第2号様式）

(2) 活動実施計画書（第3号様式）

(3) 購入予定の苗木、花苗等に係る見積書又は見積額の根拠となる資料

(4) 活動予定地の現況が分かる写真等

(5) 活動予定地の植栽平面図及び付近見取図

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、当該年度の4月30日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において奨励金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付を決定したときは、春日井市緑の奨励金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により

申請者に対し通知するものとする。

(交付対象事業の内容等の変更)

第7条 交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前条の通知を受けた後、交付の決定を受けた活動（以下「交付対象事業」という。）の内容に変更が生じた場合又は活動を中止する場合は、速やかに春日井市緑の奨励金事業変更・中止承認申請書（第5号様式。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の変更等承認申請書には、交付対象事業の内容の変更に係る書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認したときは、春日井市緑の奨励金変更・中止承認通知書（第6号様式）により申請者に対し通知するものとする。

(交付対象事業の遂行)

第8条 交付対象者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 申請書及び交付決定通知書等に記載された内容を遵守すること。
- (2) 奨励金を事業目的以外に使用しないこと。
- (3) 植栽に係る準備等の諸手続及び剪定、病虫害防除、施肥等植栽後の維持管理について、自らの責任において適切に行うこと。
- (4) 実施した内容について市が情報発信する場合は、その情報について提供又は協力を努め、市民から問い合わせ等があった場合は、適切に対応するように努めること。

(完了の届出)

第9条 交付対象者は、交付対象事業が完了したときは、速やかに春日井市緑の奨励金事業完了届（第7号様式。以下「事業完了届」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 活動実績報告書（第8号様式）
- (2) 交付対象事業に係る領収書又は明細が記載されている請求書の写し。ただ

し、請求書の写しのみの場合は、後日領収書の写しの提出を求めるものとする。

(3) 事業関連写真

(4) 完了後の植栽平面図

(完了届の審査等)

第10条 市長は、前条の事業完了届を受理したときは、速やかに内容の審査を行うとともに、必要に応じて現地での検査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査又は検査の結果、交付対象事業の内容が申請書及び交付決定通知書等に記載された内容に適合していないと認めるときは、交付対象者に対し指導するものとする。

(奨励金の額の確定等)

第11条 市長は、前条第1項の審査及び検査の結果、交付対象事業の内容が申請書及び交付決定通知書等の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、奨励金の額を確定し、春日井市緑の奨励金交付確定通知書（第9号様式）により当該交付対象者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた助成対象者は、春日井市緑の奨励金請求書（第10号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の請求書により奨励金の支払を行うものとする。

(交付決定の取消等)

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消に係る部分について、既に奨励金が交付されているときは、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(1) 第10条第2項の指導に応じなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付の決定を受けたとき。

(3) 交付の決定の内容及びこれに付された条件に反する行為があったとき。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。